

## 1. 平成20年度下半期に締結された契約について

意見・質問	説明・回答
<p>1. 一般競争入札(システム関係)</p> <p>【①電子政府系システムの運用支援業務】  【②金融庁行政情報化LANシステムの機器更新(契約期間:21年1月5日～24年9月30日)】  【③金融庁行政情報化LANシステムの機器更新(契約期間:21年3月13日～24年9月30日)】</p>	
<p>②③について</p> <p>・なぜ、②の契約案件を2ヶ月延期し、②と③の契約案件を1件にまとめた上で調達しなかったのか。</p> <p>・リース及び保守点検の調達をしているのに、落札業者がリースをするのではなく、第三者がリースをする方式で契約をしているが、そのメリットはあるのか。</p> <p>・リース及び保守点検の調達をしているのに落札業者がリースをするのではなく、第三者がリースをする方式で契約しているが、入札参加業者はリースができない会社でも良いのか。第三者がリースをするのであれば、その方式を前提とした入札を行う必要があるのではないのか。</p> <p>・保守点検はできないが、リースができるという第三者間で競争性は働かないのか。</p>	<p>・②の契約以前の契約が契約期間4年という条件での契約であり、20年12月末がその契約期間の終了時点であったためである。</p> <p>・落札業者において、リースにかかる月々の事務が無くなるという点でメリットがあると聞いている。</p> <p>・リース及び保守点検もできる業者に限定すると、入札参加条件を狭めてしまうため、製造販売を業種としている者は応札ができるという条件にしている。第三者がリースをする方式にするかについては、入札の段階で入札参加業者から書面により意思表示を受け、当庁が了解した場合に限り入札に参加させている。</p> <p>・保守点検、リース料も含めて全体でいくらかという仕様書で契約を行っているので、落札業者が第三者を選択する段階で間接的ではあるが競争性は働いている。</p>
<p>2. 一般競争入札等(パンフレット関係)</p> <p>(①②一般競争入札、③企画競争)</p> <p>【①預金保険制度に関するパンフレットの作製、仕分け、梱包業務】  【②預金保険制度に関するパンフレットの集荷・配送業務】  【③平成21年度金融庁採用活動用パンフレットの作成等業務】</p>	
<p>③について</p> <p>・外部の業者に委託し、費用をかけてやるのではなく、庁内で作成すれば良いのではないのか。</p>	<p>・国家公務員試験を希望する学生達に金融庁の職務内容を理解してもらい、どれだけ魅力的な所なのかを分かりやすく、かつ、興味を持ってもらうための大事なツールであり、専門業者に委託の方がデザイン、読みやすさ等の出来映えが良く、学生達へ金融庁についての理解が深まる形ができるためである。</p>

意見・質問	説明・回答
<p>3. 一般競争入札等(セミナー、カンファレンス運営業務関係)  (①～④一般競争入札、⑤企画競争)</p> <p>【①保険監督者セミナーに係る運営業務】  【②銀行監督セミナーに係る運営業務】  【③東京セミナー(アジア等新興市場国の証券市場規制監督担当者に対する国際研修)に係る運営業務】  【④証券法執行カンファレンス(アジアを中心とする新興市場国の証券法執行担当者に対する国際研修)に係る運営業務】  【⑤金融庁金融研究研修センター・アジア開発銀行研究所・慶応大学グローバルCOEプログラム共同開催による国際コンファレンスの実施に関する運営業務】</p>	
<p>①③④について</p> <p>・今年度、なぜ契約形態を企画競争から一般競争入札に変更したのか。</p> <p>・今年度、契約形態を企画競争から一般競争入札に変更したことで経費の削減効果はあったのか。</p>	<p>・業者への委託内容がセミナー等のロジ作業についての比重が大きいため、複数回業務を行うことによって、当庁においてノウハウが蓄積され、仕様書に盛り込まなければならない内容が把握されたことにより、契約の目的を達成できる仕様書等の作成が可能となったためである。</p> <p>・①については約85万、③については約225万、④については約535万円の経費が削減されている。</p>
<p>4. 一般競争入札(その他)</p> <p>【①レギュラーガソリンほかの供給(下半期分)】  【②最近のマクロ経済情勢が中国金融セクターに与える影響調査】  【③金融庁情報セキュリティ関連規程等作成業務】  【④電子複写機(高速)に関する賃貸借】  【⑤電子複写機(高速)に関する保守】  【⑥電子複写機(中高速)に関する賃貸借】  【⑦電子複写機(中高速)に関する保守】  【⑧電子複写機(中速)に関する賃貸借】  【⑨電子複写機(中速)に関する保守】</p>	
<p>①について</p> <p>・金融庁から半径2km以内に給油所が所在することを入札参加条件としているが、山手線内の区域は非常にガソリンの単価が高い区域と思われるが、利便性の方を優先しているのか。</p> <p>・どの省庁でも公用車等の給油は行われているため、省庁間で共同発注した方が単価が安くなると思われるが、制度上できないのか。</p>	<p>・給油所が遠い場合、そこへ給油をしに行き帰るだけで、時間とガソリンを消費し不経済であるため、金融庁から半径2km以内に給油所が所在することを入札参加条件としており、利便性の方を優先している。</p> <p>・まずは、近距離にある省庁間で一括発注ができるか検討してまいりたい。</p>
<p>②について</p> <p>・委託業者より調査の結果報告を受けたものをどのように活用していくのか。</p>	<p>・本契約については、調査報告ができたばかりであり、どのように活かしていくかはこれからであるが、海外当局との連携の際に、金融セクターについての議論を深めていくという状況で活用していきたい。</p> <p>また、日本の金融機関の中国への支店開設や現地法人開設の際、日本当局としての考え方等の参考にしていきたい。</p> <p>なお、調査の結果報告については、金融庁ホームページにて全部開示をし誰でも閲覧できるものとする。</p>

意見・質問	説明・回答
<p>②について</p> <p>・総合評価落札方式の一般競争入札を行っているが、落札業者と他の入札参加業者との間の落札結果の審査点数の差は、どこがポイントだったのか。</p>	<p>・評価項目が業務の実施方針、会社の経験能力、担当者の調査するものについての経験、能力というものを審査員5名が点数にし、総合的に評価した結果である。</p>
<p>③について</p> <p>・内閣官房セキュリティセンターで個別のセキュリティに関する政府統一基準を定めており、それに従って策定されるのであれば、どこの省庁でも共通した項目の規程になるため、各省庁ごとに作成するのは無駄ではないのか。各省庁ごとにそれぞれに特色があり、共通化できないような点はあるのか。</p>	<p>・金融庁は、建物1棟だけの管理でよいが、例えば、外務省の場合は世界中にあり、その場合、何十ヶ国語にも訳して作成しなければならない。また、歴史、社風、地理的なもの等も異なっている。なお、政府統一基準には必ず従わなければならない基本遵守項目と、取捨選択できる強化遵守項目とがあり、それを各省庁の状況等に応じ、選択しつつ、各省庁ごとに適した規程を作成している。</p>
<p>④～⑨について</p> <p>・落札業者と他の入札参加業者とで入札金額に3倍も開きがあるのはなぜか。</p> <p>・契約期間が賃貸借(平成20年10月1日～平成24年3月31日)と保守(平成20年10月1日～平成21年3月31日)とで異なっているが、保守について21年度はどのような契約形態で契約を行っているのか。</p>	<p>・賃貸料と保守料込みで入札を行っているが、保守料について落札業者の方がコピー使用枚数1枚当たりの単価を相当低くして入札したことによるものである。</p> <p>・公募を実施して、対応できる業者を募り、契約を行っている。</p>
<p>5. 随意契約</p> <p>【「アドレスナビ+」のデータ更新】</p>	
<p>特になし。</p>	